

UR-eco Plan 2024

近年の脱炭素社会実現に向けた国内外の動向を踏まえ、CO₂ 排出削減数値目標の引き上げや各分野における行動内容の見直しを行い、令和12年度（2030）に向けた新たな地球温暖化対策計画である「UR-eco Plan 2024」を令和6年3月29日に公表しています。

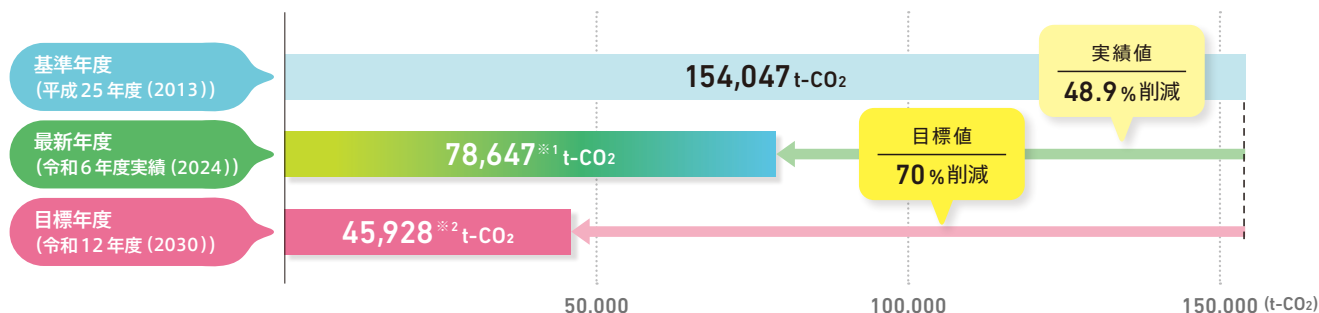


〈地球温暖化対策に関する基本的な考え方〉

- 1 あらゆる分野で地球温暖化対策を進め、削減総量の拡大をめざす
- 2 事業特性に応じた適応策を推進し、安全・安心な社会の実現に貢献する
- 3 持続可能な循環共生型のまちづくりをめざす
- 4 UR賃貸住宅にお住まいの方や民間事業者・地方公共団体などとの連携・協働を展開する
- 5 技術的な蓄積及び先端技術を活かした計画・設計や研究開発を推進する
- 6 グリーンインフラを推進し、安全・安心・快適な環境を創出する

〈CO₂削減目標及び令和6年度実績〉

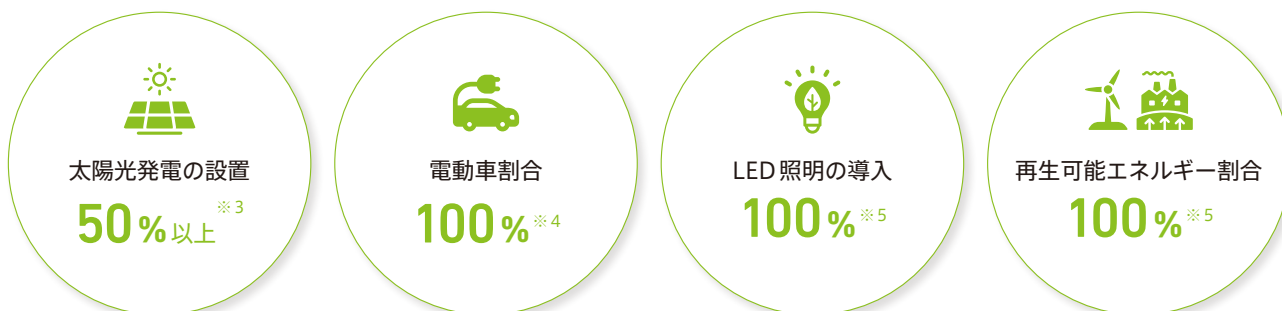
対象：主体領域（UR賃貸住宅の共用部及びオフィス）を対象とする



※1 令和6年度の電気事業者別排出係数の代替値を基に算出

※2 排出量の算定にあたり2013年度の排出係数は環境省公表の値を使用し、2030年度の排出係数は2030年度におけるエネルギー需要の見通しで示されたエネルギーミックスから算出される全電源平均である、0.25 kg-CO₂/kWhを使用

〈2030年度に向けたCO₂削減個別対策及び数値目標〉



※3 設置可能な建築物の50%以上に設置を目指す。なお、以下の条件を満たすものを設置可能な建築物とする。
・太陽光発電設備の設置により、建築物の本来の機能及び使用目的を損なわず、反射光等、周辺環境への影響を及ぼさないこと
・面積や日射条件、他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件、設置の効率性、発電した電力の使途等の観点で設置に支障がないこと

※4 新規導入・更新する公用車は、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車）がない場合等を除き、2030年度までに全て電動車とすることを目指す。

※5 URが単独で所有し、かつ、継続的な設置が見込まれるオフィスを対象とする。

▼詳しく知りたい方はこちら

「UR-eco Plan 2024」
<https://www.ur-net.go.jp/aboutus/action/kankyo/e-report/ecoplan/index.html>

